



独立行政法人
環境再生保全機構 (ERCA)
Environmental Restoration and Conservation Agency

川崎本部:神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階、9階
TEL:044-520-9501 FAX:044-520-2131

東京事務所(環境研究総合推進部):
東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル3階
TEL:03-3237-6600 FAX:03-3237-6610

発行:2018年9月



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



ERCA Environmental Report 2018

環境報告書 2018



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目次

編集方針、環境配慮に関する基本方針等	2
理事長メッセージ	3
ERCAの概要	4
▶特集 ERCAの「SDGs」	
SDGsについて	6
ERCAにとってのSDGs	7
SDGsワークショップレポート	14
▶2017年度の事業活動を通じた環境への貢献	
地球環境基金事業の実績	16
公害健康被害予防事業の実績	18
石綿健康被害救済業務の実績	20
環境研究総合推進業務の実績	21
公害健康被害補償業務の実績	22
海外の機関との交流	23
▶ダイバーシティ・マネジメント及び社会貢献活動	23
▶環境報告	
「温室効果ガスの排出削減のための実施計画」の改定	25
ERCAの環境配慮推進体制	25
環境負荷削減の取組	25
業務実施に付随する環境配慮の取組	28
「環境配慮のための実行計画」に基づく役職員の環境配慮の実施状況	29
▶監事による評価	30
▶第三者意見	31

編集方針

「環境報告書 2018」は、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）の環境保全に関する考え方と最新の活動状況等を報告する広報ツールとして位置付けるとともに、自らの活動を振り返り、活動の改善や今後の取組のさらなる向上に役立てることを目的として発行しています。

本報告書の対象範囲等

対象範囲：神奈川県川崎市及び東京都千代田区に所在する事業所

対象期間：2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の活動を中心に、過去の活動及び次年度以降の活動の展開や方針等についても報告しています。

参考にしたガイドライン：「環境報告ガイドライン 2018年度版」「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」

公表時期：2018年9月

環境配慮に関する基本方針（2006年10月1日制定）

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

（1）業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

（2）法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

（3）環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

（4）日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

（5）社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

理事長メッセージ

ERCAが発行する
「環境報告書 2018」を
お届けします。



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

福井 光彦

ERCAが発行する「環境報告書2018」をお届けいたします。

ERCAは、2004年の設立以降、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全を経営理念に公害健康被害の補償予防事業や地球環境保全活動への助成事業等、多岐に渡る事業を実施してまいりました。

この間、環境報告書に関しましては、環境配慮に関するERCAの取組状況とその成果を取りまとめて報告するだけでなく、ERCAの事業活動として環境分野において行っている主な活動や社会貢献活動について、ステークホルダーの皆様に情報発信することも目的として、毎年、環境報告書を作成し、公表しています。

さて、近年の環境・社会等の動向を見ますと、2015年に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」と「パリ協定」が採択されて、世界は持続可能な社会に向けた大きな転換点を迎えています。2017年7月に、日本政府が国連ハイレベル政治フォーラムにおいて日本のSDGsの実施状況について報告を行うとともに、SDGs達成に向けて、官民パートナーシップの考え方に基づき、「政府だけではなく市民社会や民間企業等を巻き込んで、国内外でアクションを起こしていく」との決意を表明しました。そうした状況を踏まえ、現在地方公共団体や日本経済団体連合会をはじめとした民間セクター等のさまざまなセクターにおいてSDGsの達成に向けた取組が急速な広がりを見せています。また、2018年4月には第五次環境基本計画が閣議決定され、人口減少・少子高齢化や気候変動等の課題への対応のために、SDGsの考え方を活用し、2030年・2050年のあるべき姿を見据えつつ経済・社会・環境の統合的向上に向けた取組方針・

計画が示されました。

今回発行する「環境報告書2018」では、このような動向を踏まえて、「ERCAにとってのSDGs」をテーマとした特集を組み、SDGsの視点からERCAがこれまで担ってきた各業務・事業を捉え直すことを試みました。ERCAの各業務をより広い視点から、具体的にはSDGsの視点から捉え直すとともに、今後どのように向き合っていくかを考えてみました。ERCAの各業務とSDGsの関係については本文をご参照いただきたいと思います。ERCAの各業務とも、多くのステークホルダーと連携しつつ、「環境行政と社会の間をつなぐ役割」であることが共通しています。今後、さらに「ステークホルダー等との連携・協力」を強化しつつ、「経済・社会・環境の三側面のバランスがとれ、統合されたかたちで達成するという考え方」を意識して、各業務を進めていきたいと考えています。

そうした視点から、特集と連動して、2030年にERCAの業務の中核となっていると思われるERCA若手職員が集まって、ERCAの業務やその他の環境・社会問題にどのような視点や考え方で向き合っていくかを考えるワークショップを実施しました。ERCAとしてのミッションを果たすことが持続可能な社会の実現にもつながることを意識して、若手職員をはじめとした職員の育成及び事業の推進に取組んでまいります。

「環境報告書2018」では、このほか、「2017年度の事業活動への環境への貢献」では、ERCAの重点課題として推進している人材育成、他組織との連携、情報発信等に関する事業等の取組を報告しています。より多くの方々にERCAの活動を知っていただき、またご理解を深めていただくための一助になることを願っております。

概要

ERCAの概要



沿革

- 1965年10月 公害防止事業団 設立
- 1974年 6月 公害健康被害補償協会 設立
- 1988年 3月 公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に組織名変更
- 1992年10月 公害防止事業団を環境事業団に組織名変更
- 2004年 4月 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の一部の事業を承継して「独立行政法人環境再生保全機構」設立
- 2006年 3月 石綿健康被害救済業務の開始
- 2016年10月 環境研究総合推進業務の開始

規模

役職員数 154人（役員6名、職員148名） ※2018年4月1日現在
 所在地 本部：神奈川県川崎市幸区大宮町1310
 ミューザ川崎セントラルタワー 8階、9階
 東京事務所：東京都千代田区麹町5-7-2
 MFPR 麹町ビル 3階
 延床面積 3,002m²

経営理念及び経営方針

ERCA経営理念(ERCAビジョン)

ERCAは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、ERCAが有する能力や知見を活用して、国内外からのさまざまな要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

ERCA経営方針(ERCAマネジメントポリシー)

良質なサービスを提供し、ERCAと関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。

公共性のある見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の規範となるよう努めます。

職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

業務内容

● 公害健康被害補償業務 ●

公害により健康被害を受けた方々への補償給付等に必要となる費用を汚染物質を排出したばい煙発生施設等設置者または特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害が発生した地方公共団体に納付する業務（健康被害者への支給は地方公共団体から行う。）を実施しています。

● 地球環境基金事業 ●

国内外の民間団体（NGO・NPO）が開発途上地域または日本国内で実施する自然保護、地球温暖化防止、循環型社会形成等の環境保全活動を支援する助成事業及び民間の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修等の振興事業を行っています。

● 最終処分場維持管理積立金管理業務 ●

廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立期間中に維持管理積立金を積み立てることが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられており、ERCAがその維持管理積立金を預かり、管理しています。

● 環境研究総合推進業務 ●

競争的資金である環境研究総合推進費の配分を通じて、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を推進しています。

● 公害健康被害予防事業 ●

大気汚染の影響による健康被害を予防するために、関連する知識の普及、調査研究及び研修（直轄事業）、並びに、地域住民の健康相談・健康診査・機能訓練、施設の整備等を行っている地方公共団体に対する助成金の交付（助成事業）を行っています。

● ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理助成業務 ●

中小企業者等が保管する PCB廃棄物の処理費用の軽減及び PCB廃棄物を処理する際の周辺環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究研修の促進を図ることを目的として、PCB廃棄物処理事業者に対して助成を行っています。

● 石綿健康被害救済業務 ●

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿（アスベスト）を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた方及び指定疾病が原因で亡くなった方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給しています。

その他の業務

● 債権管理・回収業務 ●

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行っています。

各業務の詳細についてはERCAのホームページにてご覧いただけます。

<https://www.erca.jp>

シンボルマーク



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。

〔エルカ〕

Environmental Restoration and Conservation Agency

1. SDGsについて

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国連採択

2015年9月の国連総会で「Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development (我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ)」が採択されました。その中心を占めているのが「Sustainable Development Goals (SDGs: 持続可能な開発目標)」です。SDGsは今世紀初頭の2001年に設定された「Millennium Development Goals (SDGs: ミレニアム開発目標)」の後を継ぐ国際目標ですが、2001年から2015年までの15年の間に気候変動・地球温暖化や格差拡大といった環境問題や社会問題などの世界を取り巻く状況に大きな変化が起こり、これらの課題への対応が求められてきたこと等を背景に、それらの地球規模の課題に対処しながら、2030年までに持続可能な社会を目指すために生まれました。

SDGsは、貧困や保健などの開発に関する目標と、国内外の不平等の是正、エネルギーアクセス、気候変動の対策、生態系の保護、持続可能な消費と生産などの17の目標、169のターゲット及び指標で構成されており、2030年が目標達成期限と設定されています。



2. ERCAにとってのSDGs

ERCAは、環境分野の政策実施機関として法律に定められた様々な業務を行うことにより良好な環境の創出と保全を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。2030アジェンダの宣言に書かれた「誰一人として取り残さない(No one will be left behind)」という基本理念は、例えば公害等による健康被害の被害者への迅速な救済・保護や健康の確保を目的としてきたERCAのミッションと重なるものです。

ERCAは、今後もそのミッションを通じてSDGsの達成に貢献していくにあたり、SDGsの次の4つの点に着目しました。今回の特集では、この4つの点を念頭において、ERCAの業務・事業をSDGsの視点から捉え直します。

(1) 「持続可能な開発」が喫緊の課題であることを国際社会として合意

SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下「2030アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意であり、これが国連総会で採択されたことにより、国際社会の共通理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということ

(2) 環境・経済・社会の統合

2012年に開催された「リオ+20」で示された「環境・経済・社会の三側面統合の概念」が明確に打ち出されていること。また、持続可能な開発を、経済・社会・環境の三側面のバランスがとれ、統合された形で達成するという考え方は、環境基本計画等に示された我が国の環境政策が目指すべき方向性と基本的に同様であるといえること

(3) マルチステークホルダー・パートナーシップの促進

目標達成のために多種多様な関係主体が連携・協力する「マルチステークホルダー・パートナーシップ」を促進することが明記され、SDGsの目標17で「パートナーシップで目標を達成しよう」と示されていること。また、特に、持続可能な開発を経済・社会・環境の三側面のバランスがとれ統合された形で着実に実施するためには、多様な主体の参加によるパートナーシップが今後より重要になってくること

(4) 環境汚染による健康被害の重視

SDGsにおいて「全ての人に健康と福祉を」が目標とされ、環境汚染による健康被害への対応は引き続き国内外において重要な課題であること

1 SDGsの視点からERCAの業務・事業を捉え直す

ERCAが環境分野の政策実施機関であることから考えますと、SDGsの特徴の一つである目標間の関連から、ERCAは、全ての目標に対して何らかの関わりがあるといえます。

しかし、その認識だけに留まっていたら、2030アジェンダとSDGsが持っているバックキャスト的な意味、すなわち「先を考えることで、今、そしてこれから、何をすべきかを考える」ということにならないので、SDGsの視点から、ERCAがこれまで担ってきた各種の業務・事業を捉え直すとともに、環境問題を中心とした様々な課題に今後どのような視点や考え方で向き合っていくべきなのかを考えました。

1 公害健康被害補償業務等について

下記の三つの業務・事業は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」に深く関わっている政策であり、今後とも的確に本制度を運用していくことが重要だと考えています。

公害健康被害補償業務 (1974年から開始)

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害者への補償及び福祉事業に係る業務を行う。

公害健康被害予防事業 (法改正により上記に追加され、1988年から開始)

大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行う。

石綿健康被害救済業務 (2006年から開始)

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずる。

2 地球環境基金事業について

地球環境基金事業は、環境NGO・NPOの活動への支援を通じてSDGsの多くの項目とつながりを持つ事業と考えています。

地球環境基金業務 (1993年から開始)

国内外の環境NGO・NPOの活動を財政面から支援するとともに、人材や組織の強化をサポートする。1992年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)を受けて開始した。

3 環境研究総合推進事業について

環境研究総合推進事業は、本事業で資金配分する各種の環境研究や技術開発の成果が環境行政の基盤となることを目指すものであることを考慮すると、SDGsの多くの項目に該当し得るものだと考えています。

環境研究総合推進業務 (2016年に環境省から移管)

広く産学官の研究者に対して、環境省が必要としている研究テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、採択した課題に資金を配分して研究を実施する。

4 ERCAの業務・事業の全般を通じて

ERCAは環境分野における多種多様な業務・事業を担っており、それらには「環境行政と社会のあいだ」を繋ぐ役割であるということが共通しています。このことから、どの業務・事業についても、常に「ステークホルダー等との連携・協力」と「持続可能な開発を、経済・社会・環境の三側面のバランスがとれ、統合された形で達成するという考え方」を強く意識して進めていきたいと考えています。

2 各業務・事業とSDGsとのつながり

ERCAの各業務・事業は、SDGsの観点から捉え直すと、主として下図に記載している目標と関わりがあります。

次の頁から、各業務・事業の背景及び概要とSDGsとのつながりについて、詳しくご紹介します。



※1: 地球環境基金事業は、目標17のほかに、本事業で支援する環境NGO・NPOの活動を通じて、主として目標2、3、4、6、7、8、9、11、12、13、14、15の達成に貢献。

※2: 環境研究総合推進費業務は、目標13、14、15のほかに、本事業で資金配分する各種環境研究の成果が環境行政の基盤となることを通じて、主として目標3、6、7、9の達成に貢献。

1 公害健康被害補償業務



①業務の背景及び概要

公害健康被害補償制度は、当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に創設されました。なお、1988年の制度改正により第一種地域(全41地域)については指定が解除され、新たな患者の認定は行われていません。

公害健康被害補償業務は、公害健康被害者への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収(汚染負荷量賦課金又は特定賦課金)し、公害による健康被害発生地域の地方公共団体に納付する業務を行うものです。

②SDGsとのつながり

「汚染者負担の原則」に基づいて公害健康被害者への補償等に必要な費用を汚染物質を排出した事業者から徴収し、地方公共団体を通じて公害健康被害者に給付を行う公害健康被害補償業務は、目標3「すべての人に健康と福祉を」につながっています。

2 公害健康被害予防事業



①業務の背景及び概要

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきたぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、ERCAに国の出資金と事業者からの拠出金による公害健康被害予防基金を設け、その運用益により実施しています。

公害健康被害予防事業は、ERCAが自ら行うぜん息等の予防や大気環境の改善に関する知識の普及、調査研究及び研修事業(直轄事業)と地方公共団体により実施する地域の健康相談・健康診査・機能訓練、施設等整備等の事業(助成事業)から成り立っています。

②SDGsとのつながり

地方公共団体が行う助成事業のうち健康相談・健康診査・機能訓練(ソフト3事業)は、旧第一種地域とそれに準じる地域の地域住民を対象に、ぜん息等の発症予防や健康回復につながる事業となっており、目標3「すべての人に健康と福祉を」につながっています。また、大気浄化植樹など大気環境の改善につながる施設等整備は、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に関わっています。

3 石綿健康被害救済業務



①業務の背景及び概要

石綿を原因とする健康被害は、本来原因者が被害者に損害賠償を行う責任があります。しかし、石綿のばく露から発症までの潜伏期間が30~40年と長いことや、石綿は建物や自動車など広い分野で利用されてきたため、被害者がどこで誰の石綿にばく露したのか、簡単にはわかりません。

そのため、石綿を原因とする健康被害を受けられた方のうち、なぜ石綿にばく露したのかわからない方は、自ら非がないにも関わらず、何の賠償も受けられないでいました。また、石綿を原因とする健康被害は今後も増加すると予想されるため、このままでは何の救済も受けられない健康被害者が、増え続けてしまうことになります。

そこで、国民の健康で文化的な生活を確保する責任を負う国が、損害賠償の考え方とは別の行政的な救済措置を速やかに講じることにより、被害者の隙間ない救済を行うため、石綿健康被害救済制度が設けられました。

この石綿健康被害制度は、石綿を原因とする健康被害を受けられた方や、そのご遺族の方のうち、労災補償等の対象とならない方に医療費や療養手当等を支給する制度です。ERCAでは相談・申請受付等を行う機関である、環境省地方環境事務所や各地の保健所等と協力し、被害者の隙間のない迅速な救済を目標に、本制度の主な業務を行っています。

②SDGsとのつながり

石綿健康被害救済制度は、これまでの考え方では救済することができなかった、石綿を原因とする健康被害の被害者を救済する制度です。被害者への隙間のない迅速な救済を目指す本制度は、目標3「すべての人に健康と福祉を」に関連のある制度といえるでしょう。

4 地球環境基金事業



①業務の背景及び概要

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国や地方公共団体、あるいは企業だけではなく民間の非営利団体(NGO・NPO)による取組の重要性が認識され、これを契機に日本の環境 NGO・NPOの量的・質的充実を図るため、1993年に地球環境基金が創設されました。地球環境基金は、国の出資金と民間からの寄付金により基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を財源に、環境 NGO・NPOが行う環境保全活動に助成を行うほか、環境 NGO・NPOの行う活動の振興を目的とした研修等を国内外で開催しています。

②SDGsとのつながり

あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として環境 NGO・NPOは重要な役割を果たしています。環境 NGO・NPOの活動資金助成やエンパワメントを行う地球環境基金事業は、まさに目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」と深く関わっていると見え、より効果的な成果を目指して常に見直しを続けることが重要だと考えています。また、本事業で支援している環境 NGO・NPOの活動は、これまでも実質的に「環境・経済・社会の問題の同時解決」を目指したものが多く、このことからすると、SDGsの多くの目標に該当し得るものだと考えています。

5 環境研究総合推進費業務



①業務の背景及び概要

環境研究総合推進費(以下「推進費」という。)は、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施しています。

推進費は、環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。

②SDGsとのつながり

2016年10月から、それまでは環境省が実施していた推進費の公募、評価、採択、契約、研究管理等の業務を機構が実施しています。業務の移管に際して、ERCAが与えられた重要なミッションの一つが、研究成果を最大化し、環境行政・政策の立案や環境問題の解決に貢献することです。具体的には、研究の成果をあげることで、上記に示したような地球温暖化の防止、自然環境との共生等の環境分野における課題解決に貢献することが求められています。

このような推進費の業務において成果をあげることを通じて、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」等の目標の達成に貢献しています。

6 PCB廃棄物処理助成業務・最終処分場維持管理積立金管理業務



①PCB廃棄物処理助成業務の背景及び概要

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、1968年にカネミ油症事件が発生するなどその毒性が社会問題となり、1972年に製造が中止されました。その後、PCB廃棄物の処理施設の整備がなかなか進まず、長期にわたってほとんど処理されずに事業者によって保管が続き、保管の長期化によって紛失や漏洩による環境汚染が懸念されたことから、2001年にPCB廃棄物適正処理推進特別措置法が制定され、PCB廃棄物を保管する事業者は2016年7月までに処分することが義務付けられました。しかし、当初の想定よりも大量のPCB廃棄物が存在することが判明したことや、処理の進捗が想定よりも遅れていることから、2012年に政令が改正され、処理期間は2027年3月末までとされました。

ERCAでは、これらの PCB廃棄物の速やかな処理を推進するために設置された PCB廃棄物処理基金に係る業務を実施し、環境大臣が指定した PCB廃棄物処理事業者に対して中小企業者等が保管する PCB廃棄物の処理費用の軽減及び PCB廃棄物を処理する際の周辺環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的とした助成を行っています。

②最終処分場維持管理積立金管理業務の背景及び概要

廃棄物の最終処分場については、埋立終了後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要であり、設置者にはこれに要する費用を維持管理積立金として埋立期間中に ERCAに積み立てておくことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって義務付けられています。

ERCAは、最終処分場の設置者が埋立を終了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり、管理しています。

③SDGsとのつながり

PCB廃棄物処理助成業務及び最終処分場維持管理積立金管理業務という廃棄物処理と関連する業務を通じて、目標12「つくる責任、つかう責任」とつながっています。

SDGsワークショップレポート

特集と連動して、ERCA入構2~5年目の若手職員が集まってSDGsの視点から、ERCAがこれまで担ってきた各種の業務・事業を捉えなおすとともに、環境問題を中心とした様々な課題に今後どのような視点や考え方で向き合っていくべきなのかを考えてみました。



事前ワーク

わずか2時間のワークショップですが、事前ワークとして2つの作業がありました。1つ目のワークでは、「SDGsの17の目標、169のターゲット」を見てどう思うか、以下のことが尋ねられています。

- ① 気になった目標、具体的なターゲットは何か?
- ② なぜそれが気になったのか?
- ③ SDGsの目標に関連し、自分でやってみたいことはあるか?
(業務として、個人・市民運動として)

そして、もう1つが最初のワークに基づく「SDGsおでん」の作成です。

こうした事前ワークで、SDGsの概要を理解し、各自がどう取り組んでいきたいかを整理した上で、当日のワークショップに臨みました。

「SDGsおでん」とは?



麻布大学講師の村山史世氏と学生の相場史寛氏により考案された、SDGsを「自分ごと化」するためのワークシート。基本フォーマットの中で「関心のある課題や現状」「取り組み方法」「目指す状況」などを整理し、17の目標であるアイコンを組み合わせることで、SDGsをリアルな問題として捉えることができる。

出典: 村山史世・相場史寛, 2018, 「2030アジェンダ・SDGsを自分事化するためのツールの開発」『日本環境教育学会関東支部年報』12: 33-36
http://jsee.sakura.ne.jp/files/kanto/AnnualReport-12-033.pdf

ワークショップ

15:10 イントロダクション

まずは2030年の人口や環境、社会情勢がどう変化するかについての情報提供。環境問題や高齢化等を中心とした様々な課題に対し、「バックキャスト」の考え方で課題を見つめ、解決に向けて取り組むことが重要であることが示されました。

次に、ファシリテーターを務める地球環境基金助成事業アドバイザー・滝口直樹氏から、ERCAの役割とSDGsについて考える前提として、ERCAの歴史やミッションと独立行政法人ならではの強みについてお話をしました。



ファシリテーターを務めた滝口直樹氏

滝口氏は「ERCAの職員は環境施策を展開していく上で『実施のプロ』という立場にあり、日々の業務の創意工夫とともに、環境施策を立案する省庁にも提案できるだけの力を身につけてほしい。そして、個人としてもSDGsの課題に積極的に取り組むことが大切」と話されました。

15:40 グループワーク

3つのグループに分かれ、各自が作成した「SDGsおでん」を発表しながらのディスカッション。各人が設定した課題は異なるものの、活発な意見交換が行われ、中にはディスカッションで出たアドバイスを元に、作成した「SDGsおでん」の一部を修正する職員もいました。

終了後には、「そんなこと、考えていたんだ」「指摘されるまでわからなかった」等の声が聞かれましたが、こうした個々人の気付きは、まさしくグループワークならではの成果といえるでしょう。



同僚からの鋭い指摘に熱くなるシーンも

16:30 参加者全員の発表

グループワークの後は、参加者全員による発表が行われました。さすがに「2030年ごろにはこうあってほしい状況」についての答えは多彩で、例えば次のような意見がありました。

- 水資源の偏在が解消され、すべての人が水ストレスなく生活できる
- 何のために働くか明確な目標を持ち、能動的に働く人であふれる世界
- 環境教育が行き渡り、消費者が環境に優しいモノをきちんと選べる
- 地方が活性化して賃金格差がなくなるとともに、外国人労働者も働きやすい社会
- 気候変動の影響を緩和でき、万一の自然災害にも対応できる社会
- 研究者にとって研究しやすい環境が構築され、学術研究が持続的に発展するシステムが確立

それぞれの発表後には、ファシリテーターから質問やコメントがあり、問題意識がより明確になりました。



発表時間は2分と短いものの、思いを全員で共有する大切な時間となりました



ファシリテーターから

自分の仕事と関連させて考えたり、より広い視野から状況を把握したり、SDGsを切り口に皆さんが自身を振り返って考えることができ、収穫があったと思います。2030年に向けて、若い世代ならではの働き方・生き方で取り組んでほしいし、自由な発想で果敢に挑戦していただければと思います。

ワークショップを終えて

事前ワークとワークショップを行い、参加した職員はどう感じたのか。また、自身がどう変わったのか。代表して、3人の職員に話を聞きました。

SDGsと自分の仕事をつなげる。そんな大きな視点を持ちたい

気になる目標
目標 3:すべての人に健康と福祉を
寺田早紀



SDGsについては、これまでは抽象的で自分からは遠い存在のように感じていました。目標が大きすぎて、個人というより、国や国際機関の単位で取り組んでいくというイメージでした。今回のように整理してみると、自分がやっている業務そのものがSDGsの目標達成につながっていることがわかり、すごく新鮮で面白い発見でした。日々の業務もSDGsのような大きな視点で捉えなおすことで、業務の意義がより明確になり、仕事のやり方自体も変わっていくと思います。個人的には、予防事業部に所属しているため、目標3が気になります。取組んでいきたい課題としては、COPDの認知度向上を挙げました。COPDは世界の死亡原因の第4位ですが、疾患としての認知度は高くありません。予防事業部での業務を通して、積極的にCOPDの普及啓発を行い、目標3の達成に寄与していきたいです。

SDGsを通じて横のつながりが 見えてくるのではないかな

気になる目標
目標 4:すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 17:パートナーシップで目標を達成しよう
増淵遼太郎



地球環境基金部では、環境保全活動をしている団体を支援することでSDGsの達成に直結する事業の展開がされています。しかし、個人としてどのような社会課題があり、どう取り組むべきか考える時間がなかったため、今回のワークショップは有意義でした。「SDGsおでん」の作成により、NGO・NPOの活動が最大限に発揮できるよう組織マネジメントのノウハウを提供することで社会課題を解決しつつ、SDGsの達成に貢献できるのではないかと整理できました。個人発表では、各職員が「何を」、「どう捉えているか」、「SDGsにどう関連しているか」がわかり、とてもいい機会でした。ERCA全体としてもSDGsに当てはまる目標を各部署で整理・共有することで、普段縦割りの業務でも横のつながりが見えてくると思います。そして、横のつながりを深めることで目標17のように、より充実したパートナーシップを構築することができると思います。

幅広い世代間の情報共有の必要性をあらためて認識

気になる目標
目標 7:エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
目標 13:気候変動に具体的な対策を
永井亮



気候変動は、人口や社会保障の問題と同様、日本の最重要課題になっていると思います。特に最近では電力自由化の動きを受け、石炭火力発電所の建設等の問題も起きています。個人的には、発電量に占める再生可能エネルギーの割合や地域密着性を考え、地元の電力会社にシフトしました。1人が変えても目に見える成果には結びつかないかもしれませんが、アクションを起こす人が1人でも増えたらと思っています。今回、「SDGsおでん」を作って、上記のことをどうプランニングし、個人の関心をどう発展させればいいのかを学べ、有意義な時間となりました。また、皆さんと話したり発表を聞く中で、若い世代での情報共有が欠かせないと感じました。ただ、もっと上の世代の方とのコミュニケーションも必要で、それができて初めて全員が同じ方向を向けるのではないかなと思います。

2017年度の事業活動を通じた環境への貢献

1 地球環境基金事業の実績

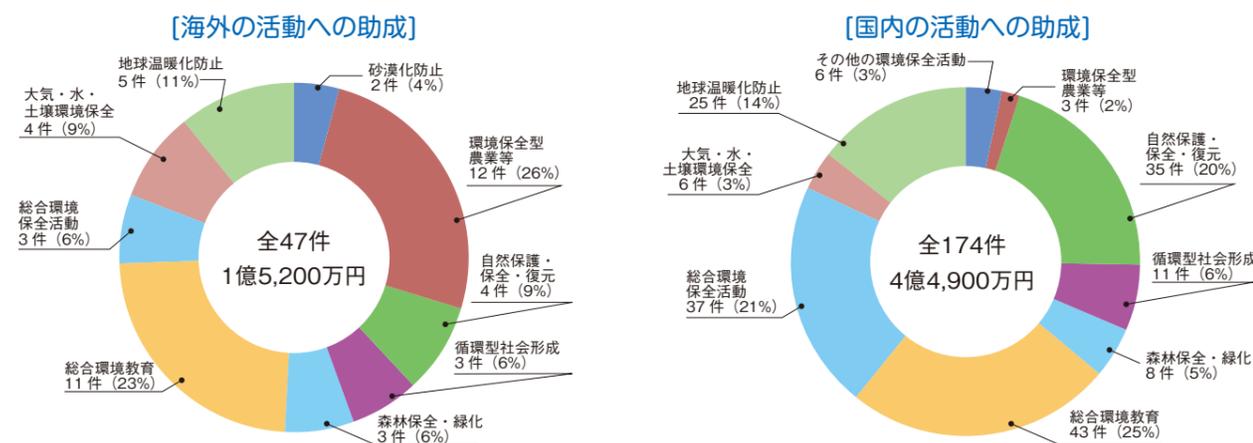
地球環境基金は、国からの出資金と民間からの寄付金によって基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、環境NGO・NPOが行う環境保全活動に支援を行うほか、環境NGO・NPOの行う活動の振興を目的とした研修等を国内外で開催しています。

ERCAは、さらなる環境NGO・NPOの強化に向けた支援の充実を行うとともに、環境保全活動を行う次世代の人材育成に力を入れて持続可能な社会の実現に貢献していくことが重要と考え、環境NGO・NPO「環境保全活動の量・質の充実」「組織の機能強化」「地域での連携・協働」「国際的な展開」を支援することを旨とし、事業を実施しています。

(1) 地球環境基金が支援する環境保全活動(助成事業)

国内外で活躍する環境NGO・NPOが行う環境保全活動に支援を行う助成事業では、2017年までに活動数4,858件、総額161億円の支援を行ってきました。

2017年度は活動数221件、総額約6億円の多岐にわたる環境保全活動へ支援しました。



(2) 振興事業の推進(研修や報告会の開催等)

ERCAは、環境NGO・NPOの環境保全活動の振興を目的として、さまざまな研修等を開催しています。

①若手プロジェクトリーダー研修

若手プロジェクトリーダー研修は、2014年度から開始した3年間の人材育成プログラムです。2017年度、新たに4期生として10名を採択し、プロジェクトを推進するために必要かつ環境NGO・NPOからの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行いました。これにより2017年度までに育成または育成対象とした人数は計40名(1期生12名、2期生8名、3期生10名、4期生10名)になりました。

研修成果として、研修生から、「ネットワークの広がりができた」「団体の企画運営を中心となって行うようになった」等の声がありました。

研修・報告会の開催	目的	開催場所	参加人数
若手プロジェクトリーダー研修	次世代の環境活動を担う若手の人材育成	東京での集合研修及び地方でのフィールド研修	28名
地球環境基金活動報告会	助成最終年度の団体による成果報告	東京ビッグサイト(「エコプロ2017」内)	100名
海外派遣研修	国際協力の推進	タイ	2名
スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修	地域の環境NGO・NPO活動推進	全国5ブロック10会場	148名

②環境NGO・NPOの活動報告会

環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進することを目的として、12月7日から9日にかけて東京ビッグサイトで開催されたエコプロ2017内に設置した地球環境基金ブースにおいて、活動3年目を迎えた56団体による「地球環境基金活動報告会」を実施しました。また、2015年度に採択され3年間のカリキュラムを修了する若手プロジェクトリーダーや、海外派遣研修(タイ)の修了生による研修結果報告を、合わせて行いました。



活動報告会(エコプロ2017にて)

③全国ユース環境ネットワーク事業

2015年、ERCAと環境省は「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を創設しました。本事業では、高校生・ユースの環境ネットワークを構築し、そこでの交流や連携、相互研鑽、情報共有を通じ、高校生・ユースの更なる可能性を引き出し、持続可能な社会の担い手を育む大きな流れをつくることを目的としています。

・第3回全国ユース環境活動発表大会

2018年2月4日・5日に環境省及び国連大学サステナビリティ高等研究所との共催により「第3回全国ユース環境活動発表大会」を開催しました。日頃から環境活動に取り組んでいる高校の参加を募り、全国8か所の地区選考を経た12校が集まりました。1日目は「全国ユース環境フォーラム」において「インパクト」をキーワードに基調講演やワークショップ等を行いました。2日目は「環境活動発表大会」として参加校が発表を行い、特に優秀な取組を実践したと認められた高校に対して「環境大臣賞」「環境再生保全機構理事長賞」等の贈呈を行いました。



全国ユース環境フォーラム

・第15回全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2017)の共催

2017年12月27日・28日に開催された「ecocon2017」に共催及び審査委員として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献しました。当日は、全国各地から25の学生環境団体が参加し、参加者はコンテストや分科会等の環境に関わる様々なイベントを通じて交流を深めていました。



全国大学生環境活動コンテスト

(3) Twitter・Instagramによる地球環境基金事業の情報発信

Twitter よろしく!

@ERCA_kikin
イベント情報や講座・研修の案内、助成団体の活動などをお伝えします。

Instagram はじめました!

@erca_kikin
ユース事業や助成団体の活動地域の美しい風景などをお伝えします。

2013年度から、Twitterでイベント情報や講座・研修の案内、助成団体の活動等をお伝えしています。さらに2017年度から、助成団体の活動情報やユース事業等、環境活動の状況を、画像を中心に広く周知するため、Instagramを新たに用いて56件の情報発信を行いました。

2 公害健康被害予防事業の実績

(1)「ERCA予防事業人材バンク」事業

①「ERCA予防事業人材バンク」とは

近年、公害健康被害予防事業対象地域の地方公共団体では、ぜん息等のアレルギー疾患患者や COPD(慢性閉塞性肺疾患)患者に、自己管理支援のための患者教育を行うコメディカルスタッフのニーズが高まっています。しかし、実際に患者教育を担う専門性の高い人材を確保することは、難しい状況です。そこで、ERCAでは患者教育を行うことができるコメディカルスタッフを養成する研修を実施し、研修修了者の情報を地方公共団体へ提供する「ERCA予防事業人材バンク」を運用しています。研修修了者は、ERCAや地方公共団体の予防事業において、講演会の講師や実技指導を行っています。

②研修による「ERCA予防事業人材バンク」として活動するスタッフの養成

研修では、ぜん息等のアレルギー疾患、COPDの基礎知識や最新情報についての講義だけでなく、実技指導や臨床実習を通して患者への効果的な指導方法を学び、患者教育の専門性を高めています。



呼吸リハビリテーションの実技指導



講義の様子

③「ERCA予防事業人材バンク」の活用

ERCAが研修修了者と共に、地方公共団体が実施する予防事業の企画立案と実施のサポートをする支援事業を、2017年度は5事業実施しました。また、研修修了者は地方公共団体からの依頼により、事業の講師や実技指導者として活動しています。

《川崎市での活動例》

川崎市が開催したぜん息、食物アレルギーやアトピー性皮膚炎を持つ子どもと保護者向けの講演会で、研修修了者2名が講師を務めました。アレルギーに関する正しい知識についての講演や実演によるアトピー性皮膚炎のスキンケア、ぜん息治療薬の正しい使用方法についての指導を行いました。



川崎市の講演会の様子

④今後の「ERCA予防事業人材バンク」の展開方針

ERCAで養成した専門性の高い研修修了者と地方公共団体を結び付け、地方公共団体が実施する予防事業の一層の充実を図り、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に繋がっていきます。

(2) 情報提供による支援

①「ソフト3事業事例集」の提供

公害健康被害予防事業対象地域の地方公共団体では、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復を目的として、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業を行っています。これらをまとめて「ソフト3事業」と呼び、ERCAでは、ソフト3事業を行う地方公共団体に助成を行っています。2017年度は、より効果的・効率的な事業の企画・運営に資することを目的として、特徴のある取組や実施上の工夫などを紹介する「ソフト3事業事例集」を作成し、地方公共団体へ提供しました。

〔ソフト3事業事例集〕



②Twitterによる情報発信

ぜん息や COPD患者の方に、速やかにかつ効果的に情報が行き渡ることを目的に、Twitter(アカウント ID:@ERCA_yobou)による情報発信を行っています。ぜん息・COPDに関する各種イベントのほか、食物アレルギー対応のレシピやERCAが発行するパンフレットの情報等を発信しています。

〔Twitter画面〕



③「成人ぜん息ハンドブック」等の作製

成人ぜん息の治療管理に関する正しい知識を提供し、ぜん息の重症化予防、症状治療のためのセルフマネジメントの支援を目的としたパンフレット、WEBコンテンツの作製を2017年度から開始しました。成人のぜん息患者の方が、日常生活の中で、ぜん息をコントロールするために役立つ内容となっております。また、医療従事者が講演や患者指導等で活用できるスライド集とイラストデータの作製にも取り掛かりました。

〔パンフレット〕



〔スライド集〕



〔WEBコンテンツ画面〕



3 石綿健康被害救済業務の実績

(1) 2017年度申請・認定状況等について

2017年度は、療養中の方、未申請死亡者及び施行前死亡者のご遺族から1,189件の申請(請求)がありました。また、同年度には934件の認定を行い、次のとおり救済給付の支給を行いました。

申請(請求)状況 (単位:件)							救済給付の支給状況 (単位:件,千円)						
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計	給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
療養者	733	138	40	42	2	955	件数	17,885	7,757	543	159	334	26,678
未申請死亡者	154	44	12	6	2	218	金額	512,650	2,070,183	108,057	476,841	505,152	3,672,883
施行前死亡者	14	2	0	0	0	16							
計	901	184	52	48	4	1,189							

※「その他」は申請時に疾病名が明らかでなかったもの、指定疾病以外で申請のあったもの等

(2) 医療関係団体等との協力による制度周知強化

石綿健康被害救済制度の被認定者の中には、医療機関からの紹介で当制度を知ったという方が多くいらっしゃいます。そのため、ERCAでは、TVCMや新聞広告等のメディアを活用した広報とともに、医療関係団体等との協力による制度周知を行っています。

実施対象	協力内容
都道府県がん診療拠点病院	都道府県がん診療連携拠点病院(434か所)連絡協議会の協力で、同会の情報提供・相談支援部会で、ERCAから救済制度の概要を説明しました。 また、国立がん研究センターがん情報サービス医療関係者向けサイトに掲載された上記部会の開催録から、ERCAのWEBサイトに掲載されたパンフレットにアクセスできる、リンク設定を行って頂きました。
一般社団法人日本病院会会員病院	一般社団法人日本病院会(会員約2,500病院)の協力で、ERCAのチラシを同会WEBサイトに掲載して頂き、ERCAのWEBサイトに掲載されたパンフレットにアクセスできるリンク設定を行って頂きました。また、会員病院へ、ERCAのチラシをメールで配信して頂きました。
医療ソーシャルワーカー	公益社団法人日本医療社会福祉協会(会員約5,700人)の協力で、会員向けに発行している協会ニュースに、救済制度を紹介するリーフレットを同封して頂きました(計5,800部)。
関係医学会、専門医等	日本肺癌学会及び日本癌学会の協力で、両学会のWEBサイトに、石綿健康被害救済制度のバナー広告を掲載して頂きました。 また、一般社団法人日本呼吸器学会及び特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会の協力で、両学会のWEBサイトに、救済制度を紹介するお知らせを掲載して頂きました。
労災保険指定医療機関	環境省、厚生労働省との連携で、石綿による健康被害に係る救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレットを医療機関(38,666か所)に配布しました。(計1,159,980部)

(3) 海外専門家を招いた講演会、JICA事業への協力を通じた海外専門家への支援

海外の石綿関連疾患に関する最新の情報を得るため、欧州から3名の海外専門家を招き、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会の医師や環境省、厚生労働省等の関係者を対象に講演会を実施しました。

- Hillerdal 氏(医師) 北欧における中皮腫治療(10/18)
- Darlison 氏(看護師) イギリスにおける中皮腫患者を支援するNPOの取組(10/18)
- Dumortier 氏(医師) 欧州における石綿小体計測(12/1)



海外専門家を招いた講演会の様子



中国医師を対象にした研修の様子

また、JICA事業「日中石綿関連癌診断能力向上プロジェクト」に協力し、中国の医師を対象に、日本における救済制度及び石綿関連疾患の診断についての研修を行いました。

4 環境研究総合推進業務の実績

環境研究総合推進費とは～研究開発により環境政策の推進に貢献～

環境研究総合推進費(以下「推進費」という。)は、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会の実現に向けて、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施しています。

推進費では、環境省が環境行政の現場で必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示し、ERCAが公募を行い、産学官の研究機関の研究者から広く提案を募ります。これらの提案をERCAに設置する専門家や有識者からなる委員会及び分野ごとの研究部会で審査し、課題を採択・実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。

(1) 公募者新規開拓への取組

2016年10月から推進費の一部業務が環境省からERCAに移管されたことに伴い、より多くの研究者に制度や公募内容を知っていただくため、様々な広報活動を実施しました。

○広報の早期化とツールの充実化

- 2016年度までは9月末に開始していた広報活動を、2017年度は7月末に早期化し、研究者の公募申請に係る準備期間を確保するようにしました。
- 公募説明会の開催箇所数を増やし、全国9か所の大学及び研究機関で実施しました(2016年度は全国5か所の大学等で実施)。
- 広報パンフレット、ポスター及びチラシをリニューアルし、制度をわかりやすく説明するとともに、研究者コミュニティや大学、研究機関等へ広く配布しました。
- 学会等の研究者コミュニティサイトや大学WEBに対し、公募内容の掲載を働きかけ、公募概要等について掲載していただきました。
- 学会においてパンフレット等のブース出展や、ランチョンセミナーで推進費制度を紹介し、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者など幅広い層に周知を行いました。

実施会場	実施日	参加者数
早稲田大学	2017年9月26日	46
国立環境研究所	2017年9月27日	33
同志社大学	2017年10月3日	24
名古屋大学	2017年10月4日	28
広島大学	2017年10月5日	25
九州大学	2017年10月6日	16
北海道大学	2017年10月10日	24
東北大学	2017年10月11日	10
熊本大学	2017年10月12日	11
合 計		217

2017年度公募説明会開催実績

また、研究代表者及び研究分担者の全員が2018年4月1日時点で40歳未満である若手枠の研究課題について、一定の予算枠を設け、若手研究者による環境研究を重点的に採択する方針も併せて広報しました。

これらの取組を行ったことで、2017年度は、2016年度の応募件数(251件)を大幅に上回る352件の応募がありました。若手枠の研究課題が大幅に増加し(29件→47件)、また、2016年度に引き続きパリ協定を踏まえた課題を重点的に採択するとして応募した低炭素領域の研究課題が大幅に増加しました(37件→54件)。

今後も効果的な広報活動を実施し、推進費が求める研究開発ニーズと申請課題のマッチングを強化する取組を推進していきます。



(2) 研究成果の活用促進(研究成果報告会等)

推進費では研究者が作成した各研究課題の研究成果報告書を ERCAのホームページに掲載し、研究成果の普及に努めています。今年度は2016年度に終了した研究課題の研究成果報告書を ERCAのホームページに掲載しました。

また、これまで一般向けに実施していた研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、2017年度は3月に日本水環境学会の協力を得て、推進費で実施中または実施した水環境の保全に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を行い、多くの研究者等に参加いただきました。

今後も、研究成果の活用を検討している地方公共団体・企業の担当者、環境問題について研究を行っている研究者、推進費への応募を検討中の研究者等に幅広く研究成果を普及し、環境政策等へ一層反映させるための取組を進めていきます。



研究成果発表会(日本水環境学会会場)の様子(2017年3月17日)

5 公害健康被害補償業務

○汚染負荷量賦課金申告・納付の電子化の取組

汚染負荷量賦課金の申告・納付にあたっては、納付義務者の皆様の利便性に配慮し、事務処理の迅速化・効率化を図るため、次のような電子化の取組を実施しています。なお、これらの取組は、申告書類の削減にもつながっています。

—申告—

2003年度からインターネットを経由して申告書を提出するオンライン申告を開始し、推奨しています。2015年度からは全国各地でオンライン申告セミナーを開催する等により、オンライン申告を行う納付義務者も年々増加し、2017年度はオンライン申告とFD・CD申告を併せた電子申告率は71.8%となっています。

—納付—

汚染負荷量賦課金については、所定の納付書を用いて金融機関の窓口で納付していただいていたのですが、2018年1月からインターネットバンキングでいつでも納付ができるページによる電子納付の利用を開始しました。

今後は、提携する金融機関の拡大を図るとともに、ページの利用を促進する周知・広報に取り組んでいきます。



6 海外の機関との交流

(1) 韓国釜山大学 公企業管理者課程研修生受入れ

○実施日：2017年4月19日

○概要：韓国の釜山大学から ERCAが有する知見に関する情報提供を求められ、研修生の受入れを行いました。釜山大学は、公企業管理者課程として韓国電力、韓国鉄道公社、釜山環境公団等の国家及び地方公企業の若手管理者等を対象に海外研修教育プログラムを実施しています。今回は釜山大学から ERCAに、三つのテーマ(①当機構のガバナンス、②当機構の成果(他の独立行政法人との比較等)、③安全に対する意識)について研修及び情報交換を求められました。ERCAはテーマに即した資料を作成し、スライド(PPT)を用いて説明を行いました。研修参加者からの質問や問い合わせについては、質疑応答の時間を設けてディスカッションを行いました。研修参加者は、公的組織や機関の幹部であることから、広い視野からの考え方や思考を持ち合わせており、ERCAの職員にとっても有意義な意見交換の場となりました。



真剣な表情で講義を受ける研修生



スライドによる説明

(2) 韓国環境公団との定例会議及び実務者会議の開催

○実施日：2018年3月28日～2018年3月31日

○概要：韓国環境公団と ERCAは環境保全技術の協力及び情報交流を目的として、毎年度、定例会議及び実務者会議を開催しています。2017年度は、定期会議では2016年度の「事業報告」を、実務者会議では「環境分野における ICTの利活用」をテーマに議論しました。また、風力発電施設等環境関連の視察も行いました。

今回は、韓国環境公団の拠点である仁川ではなく、済州島での開催となりました。韓国はスマートグリッドを国家の戦略的産業と位置付けて、2009年に済州島でスマートグリッド実証事業をスタートさせています。済州道庁は、風力発電など再生可能エネルギーのみを利用して発電し、自動車は電気自動車のみを利用するカーボンフリー島の実現を目指す「Carbon Free Island Jeju by 2030」を発表しています。こうした場所での会議の開催や ICTという情報技術の革新をテーマにした会議は、双方の今後の事業展開において新たな発想を創出させるきっかけになりました。



両国の会議参加者一同

ダイバーシティ・マネジメント及び社会貢献活動

1 ダイバーシティ・マネジメント

ERCAは、すべての人が働きやすい職場づくりを目指し、子育て支援や障がい者雇用等に取組んでいます。近年、政府においても、性別、年齢、国籍、障がい等によらず、多様な人材が能力を最大限に発揮できるダイバーシティの推進が成長戦略の一環として位置付けられていることを踏まえ、多様な人材を活かし、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目的として、ダイバーシティ・マネジメントを進めています。

(1) 障がい者雇用の状況

障がい者雇用の状況については、法定雇用率(2.3%)を上回る3.0%の雇用率となっています。(2017年6月1日時点)

(2) 障がい者就労施設等からの物品調達

2013年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されました。ERCAは、本法律に基づき、調達方針を定め、2017年度も引き続き障がい者就労施設等から率先的に調達を行いました。

- 対象となる障がい者就労施設等
- 障がい者総合支援法に基づく事業所・施設等(障がい者福祉サービス事業所等)
- 障がい者を多数雇用している企業
- 在宅就業障がい者等

分野	品目	調達件数
物品	事務用品・書籍	7
	小物雑貨	2
役務	印刷	16

(3) 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講

障がい者雇用の推進・定着支援に向けて、労働局・ハローワークが実施する「精神・発達障害者しごとサポーター(※)養成講座」を5名の職員が受講しました。 ※精神・発達障がいについての正しい知識と理解を持って、精神・発達障がい者を温かく見守り、支援する応援者

(4) 女性登用の状況

女性登用については、2015年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、2016年9月に法人としての目標を設定し、各種取組を推進しています。2017年3月末時点の状況は右表のとおりです。

	2017年3月末時点の状況	目標(2020年度末)
役員	役員6人中1人(16.7%)が女性	1人/6人
管理職	管理職(課長級以上)34人中2人(5.9%)が女性	8%

2 社会貢献活動

(1) 古着やカレンダーの寄付

①「古着 de ワクチン」

古着を開発途上国で活用してもらうほか、認定 NPO 法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」(JVC) を通じて開発途上国の子どもたちにポリオワクチンを届ける「古着 de ワクチン」活動に参加しています。

この活動の世話人となった ERCA の有志職員が、職員全員に着なくなった衣類等の寄付を呼びかけ、ERCA 内で「ERCA リサイクル市」として古着バザーを開催しました。2017 年度は、地球環境基金事業で実施している「本 de 寄付」(*) とも連携し、不要になった本や CD・DVD 等を持ち寄って古本市も同時開催しました。売上金は「古着 de ワクチン」の参加費に充当したほか、買い手の付かなかった衣類は「古着 de ワクチン」に寄付を行いました。



ERCA リサイクル市の様子

※「本 de 寄付」とは？

ブックオフコーポレーション(株)のご協力により、家庭や職場等で不要になった本や CD・DVD 等をブックオフオンライン(株)に買い取っていただき、その買取金額の全額が地球環境基金に寄付される取組です。

②カレンダーの寄付

余って廃棄されてしまうカレンダーを集めて、必要とする方々に無償で提供する「素敵なカレンダーを捨てるなんて、もったいない！キャンペーン」(新宿区立環境学習情報センター主催)に参加しました。ERCA 職員の家庭等で余ったカレンダーを集めて新宿区立環境学習情報センターに寄付し、同センターを訪れる方々にカレンダーをご活用いただきました。

(2) 地域の市民スポーツ大会へのボランティア参加

2015 年度・2016 年度に引き続き、川崎市が市民スポーツ振興の一環として開催している川崎国際多摩川マラソン(2017 年 11 月 19 日)及び多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎(2018 年 3 月 18 日)において、給水ボランティアとして合計 21 名の職員が参加しました。

多摩川リバーサイド駅伝では、9 名の職員がチーム ERCA として競技に参加して地域振興に貢献するとともに、走り終わった後には給水スタッフとしてボランティアに加わりました。



多摩川リバーサイド駅伝での活動風景



走り終わったランナーも給水スタッフとして活動

● 環境報告

▶ 「温室効果ガスの排出削減のための実施計画」の改定

2017 年 3 月に環境省が「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」(2017 年 3 月 24 日)を公表したことを受け、2017 年 10 月に、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」(以下「機構実施計画」という。)の改定を行いました。

改定前の機構実施計画では、政府の「当面の地球温暖化対策に関する方針」(2013 年 3 月 15 日)に基づき、2015 年度から 2018 年度までの電気使用量(川崎本部における照明及び OA 機器等)による温室効果ガスの排出量が 2013 年度実績値を下回ることを目標としてきましたが、改定後の機構実施計画では ERCA として実行すべき措置をより具体的に、着実な削減の実施に取り組むこととしました。具体的には、対象期間を 2017 年度から 2030 年度までとし、これまで対象に含めていなかったサーバ室や空調も含めたオフィス全体の電気使用による温室効果ガスの総排出量を 2013 年度比で 2020 年度までに 10%、2030 年度までに 40%削減すること等を目標としています。

また、オフィスにおける削減目標だけでなく、オフィスにおける活動以外の事業活動による影響や調達に伴う環境負荷の低減についても、中長期的な計画の策定を検討しています。

▶ ERCA の環境配慮推進体制

ERCA は、業務運営における環境配慮を推進するため、理事長を委員長とする環境委員会を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達、環境報告書等に関して調査審議し、環境配慮のための諸活動の基本的な方向性を示しています。

そして、各種会議や衛生委員会等を通じて COOL BIZ、WARM BIZ、「ゆう活」、プレミアムフライデーや定時退社の呼びかけ等、ワークライフバランスにも考慮した役職員一人一人の環境に配慮した取組を推進しています。



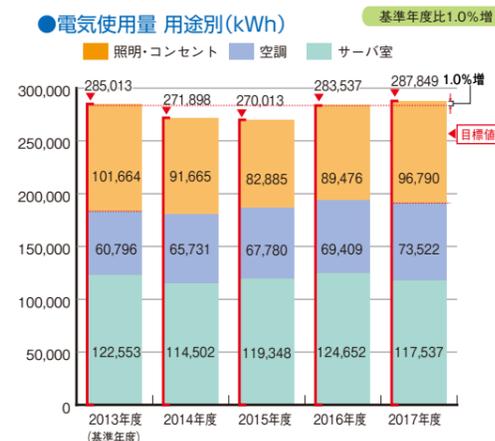
▶ 環境負荷削減の取組

(1) 電気使用量の削減

2017 年度は改定した機構実施計画に基づき、照明・コンセントだけでなく空調及びサーバ室の電気使用量も削減目標の対象として、2020 年度までに基準年度(2013 年度)比で 10%削減することを目標に取り組みました。

2017 年度の電気使用量は、基準年度(2013 年度)比で 1.0%増加しました。照明・コンセント及びサーバ室の電力は基準年度比で減少したものの、空調については 2016 年 10 月に新規開設した東京事務所で業務が本格稼働したこと等から、基準年度比で 20.9%の増加となりました。

今後は、新たに削減目標の対象となった空調及びサーバ室の電気使用量も計画的に削減できるよう取り組みます。



年度	川崎本部	東京事務所
2016	274,668	8,869
2017	269,180	18,669

電気の使用によるCO₂排出量についても、今年度からサーバ室や空調も含めたオフィス全体の総排出量を削減目標の対象としました。

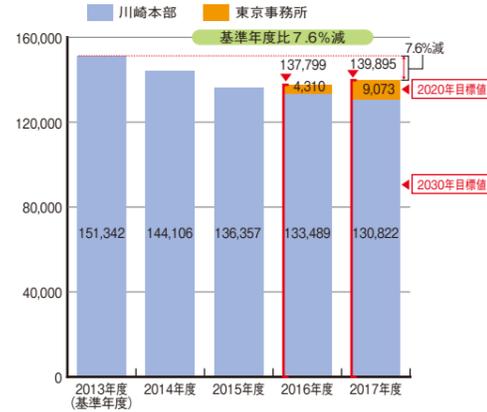
2013年度を排出量を基準とし、2020年度までに10%の削減、2030年度までに40%の削減を目指します。

2017年度のCO₂排出量について139,895kg-CO₂(暫定値)となり、基準年度比で7.6%の削減となりました。

●算定根拠

電気の使用によるCO₂排出量の算定にあたっては、2016年度の実排出係数(東京電力エナジーパートナー株式会社)を用いているため、排出量を暫定値としています。

●温室効果ガス総排出量の推移(kg-CO₂)



(2) 廃棄物の排出量の削減

廃棄物の排出量については、改定後の機構実施計画に基づき、2013年度の排出量を上回らないこと、また、可燃ごみについても2013年度の排出量を上回らないことを目標として削減に取り組まれましたが、2017年度は総排出量が基準年度(2013年度)比で13.1%の増加、可燃ごみが基準年度比で99.9%の増加となりました。

この主な原因としては、2016年10月に開設した東京事務所が本格稼働したことに伴い排出量が増えたこと、2017年10月に川崎本部で実施したレイアウト変更及び2018年4月の人事異動の前に不要書類・物品を一齐に廃棄したことなどが考えられます。今後は、役職員の環境配慮への意識をさらに高め、使い捨て製品の使用を抑制し、再使用やリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する等、目標の達成に向けて削減に取り組めます。

●廃棄物排出量(kg)

基準年度比13.1%増



●可燃ごみ排出量(kg)

基準年度比99.9%増



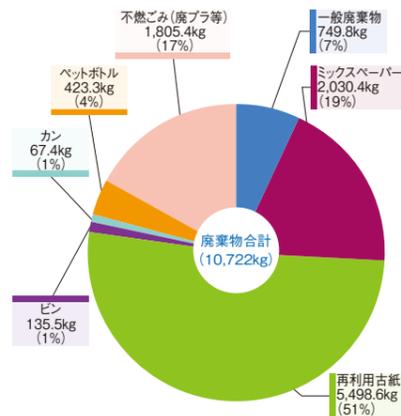
●廃棄物排出量に伴うCO₂排出量

廃棄物処理 (廃棄物排出量 11,400kg)	591.6kg-CO ₂ e
----------------------------	---------------------------

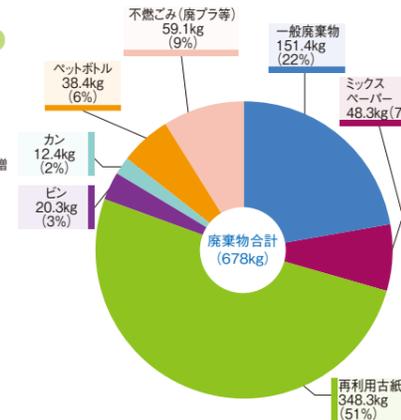
●算定方法

オフィスで発生した一般廃棄物を対象として、焼却する廃棄物とリサイクルする廃棄物とに分けて、焼却する廃棄物については焼却施設までの廃棄物輸送により排出されるCO₂及び焼却段階におけるCO₂の排出量について、リサイクルする廃棄物についてはリサイクル施設までの輸送により排出されるCO₂及びリサイクル準備段階において発生するCO₂について、ごみの種類別に算定して合計しています。輸送段階におけるそれぞれのCO₂の算定については、2トントラックにより、積載率50%、片道100kmの条件により輸送を行うと仮定して算定しています。排出係数には「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース(ver.2.4)」の排出原単位を用いています。焼却段階及びリサイクル準備段階においては「CFPコミュニケーションプログラム 基本データベース Ver. 1.01(国内データ)」の排出原単位を用いています。

●2017年度廃棄物排出量 川崎本部



●2017年度廃棄物排出量 東京事務所



(3) 省資源(コピー用紙の使用量削減)

2017年度は改定した機構実施計画に基づき、2020年度までに基準年度(2013年度)比で25%以上削減することを目標としてコピー用紙の削減に取り組まれました。2017年度のコピー用紙の使用量は基準年度(2013年度)比で29.6%削減となり、目標を達成することができました。

コピー用紙使用量の削減のために、2017年度は、各部において2016年度を上回らないという上限値を定め、部ごとに責任を持って削減に努める制度(総枠規制)を実施するとともに、2016年11月から導入した認証機能付き複合機を引き続き活用し、各職員が印刷時の認証の際に印刷内容等を確認することで不要な印刷や印刷ミス等を防止し、用紙使用量の抑制を図っています。その結果、2016年度の使用量を下回ることができました。

今後は、ペーパーレス化の推進や、ERCA全体での用紙の使用状況を一括して管理を行う等、用紙使用量のさらなる削減に向けて取り組みます。

●コピー用紙の使用に伴うCO₂排出量

コピー用紙の使用 (用紙使用量 5,613kg)	10,833kg-CO ₂ e
-----------------------------	----------------------------

●用紙使用量の推移(枚)



●算定方法

使用したコピー用紙を対象に、原料採取から製紙工場における製品生産までの生産工程におけるCO₂排出量について算定しています。算定にあたっては、「CFPコミュニケーションプログラム基本データベース Ver. 1.01(国内データ)」における排出原単位を用いています。

(4) その他

ERCAは、電気、廃棄物、コピー用紙のほかに、役職員の通勤・出張時に発生するCO₂排出量、ERCA主催の会議・イベント等の開催に伴うCO₂排出量の把握に努めています。

オフィス内だけではなく事業活動全体における温室効果ガスの削減についても、現在検討を行っています。

●役職員の移動に伴うCO₂排出量

通勤 (対象 191人)	44,552kg-CO ₂ e
出張 (延べ人数 1,355人)	45,927kg-CO ₂ e

●ERCA主催の会議・イベント等の開催に係るCO₂排出量

参加者の移動 (参加者数合計 4,840人)	47,487kg-CO ₂ e
会場の電気使用量 (会議・イベント等の実施回数 260回)	5,790kg-CO ₂ e

●算定方法

○役職員の移動時に発生するCO₂排出量

①通勤

通勤手当を支給している役職員を対象に、自宅最寄駅からERCAオフィスの最寄駅までの鉄道を利用する際の旅客1人当たりの温室効果ガス排出量を合計して算定しています。

②出張

出張旅費を支給した役職員を対象に、出発駅から到着駅まで鉄道及び飛行機を利用する際の旅客1人当たりの温室効果ガス排出量を合計して算定しています。なお、ERCA主催の会議・イベント等への出席に係る役職員の出張については、ERCA主催の会議・イベント等の開催に係るCO₂排出量における役職員の移動として算定しています。

①②ともに鉄道及び飛行機で消費される燃料消費により排出される温室効果ガス排出量を算定対象とし、駅設備、信号機器等での電力使用に伴う温室効果ガス排出量については、算定対象とはしていません。排出量の算定にあたっては、駅ずばあと©(旅費計算ソフト)による数値を用いています。

○ERCA主催の会議・イベント等の開催に係るCO₂排出量

①会議等の参加者等の移動に伴うCO₂排出量

参加者及び事務局スタッフ(ERCA職員を除く。)を対象に、出発地点から会場最寄駅までの飛行機・鉄道を利用する際の旅客1人当たりのCO₂排出量を合計して算定しています。参加者については、「カーボンオフセット・ガイドライン ver.1.0」に基づき、各会議・イベント等の内容・規模等から想定した平均的な移動距離における鉄道及び飛行機で消費される燃料消費により排出されるCO₂排出量を算定対象として、駅ずばあと©による数値を用いて推計しています。

事務局スタッフについては、所属先の所在地の最寄駅から会場最寄駅までの鉄道及び飛行機で消費される燃料消費により排出されるCO₂排出量を算定対象として、駅ずばあと©による数値を用いて推計しています。

②会場の電気使用に伴うCO₂排出量

ERCA主催の会議・イベント等で使用した会場を対象として、会場での電気使用に伴うCO₂排出量を算定しています。算定にあたっては、「カーボンオフセット・ガイドライン ver.1.0」に基づき、会場の使用時間及び使用面積により算出した電力使用量に、会場の所在地における電気事業者の排出係数を乗じて算定しています。

業務実施に付随する環境配慮の取組

1 ペーパーレスの取組

①認証機能付き複合機の導入

2016年度にすべての部の複合機を認証機能付き複合機に取換え、職員が印刷時の認証の際に印刷内容等を確認することで不要な印刷や印刷ミス等を防止し、用紙使用量の抑制を図っています。

②会議のペーパーレス化の推進

タブレット端末を機構内部の会議において活用するとともに、パソコンやタブレット端末の画面を表示し、ディスプレイに書き込む及び書き込んだ内容を保存することが可能なインタラクティブ・ホワイトボード(電子黒板)を導入し、会議のペーパーレス化を進めています。



タブレットを活用した会議

③石綿健康被害救済業務における資料の電子化

中央環境審議会へ医学的判定の申出を行う際の資料について、2016年度から試験的に電子化を導入しました。

④消色インクデジタル複合機の導入

2016年度末に試験的に導入したインクを消色して紙を複数回再利用できる複合機を1台設置し、2017年度で紙4,242枚、CO₂ 8kg 削減という効果が得ることができました。

2 その他の取組

(1) ソーシャルボンドやグリーンボンドの購入

ERCAは2017年度においても、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的として発行されたソーシャルボンドやグリーンボンドを購入しており、実績は次のとおりです。

2017年度購入実績

発行体	種別	購入額
独立行政法人国際協力機構	ソーシャルボンド	6億円
東京都	グリーンボンド	2億円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	グリーンボンド	4億円

(2) グリーン購入の推進と調達実績

ERCAでは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月31日法律第100号)に基づき、物品の調達方針を定めています。この方針では、環境負荷の少ない物品を調達するために、さまざまな分野の商品に詳細な基準を設けており、実際の調達時には、担当者が基準を満たした商品かをチェックした上で、調達を行っています。

2017年度調達の実績は次のとおりであり、いずれの品目も100%のグリーン購入調達率を達成しています。

分野	品目	総調達量	グリーン購入調達率
紙類	コピー用紙	7,022kg	100%
文具類	マーキングペン	484本	100%
	ファイル	12,997冊	100%
	ファイリング用品	9,077個	100%
	事務封筒(紙製)	41,845枚	100%
	付箋紙	1,943個	100%
役務	印刷	106件	100%

「環境配慮のための実行計画」に基づく役職員の環境配慮実施状況

自己点検調査の実施

ERCAでは毎年度「環境配慮のための実行計画」を定め、業務等における環境配慮活動や電気使用量、コピー用紙使用量、ごみ排出量の削減目標を設定しています。2017年度は機構実施計画の改定に合わせて「環境配慮のための実行計画」の項目の見直しを行い、見直し後に定められた環境配慮の実施状況を把握するため、2017年12月及び2018年3月に役職員全員を対象に自己点検調査を実施しました。

対象者 ERCAに勤務する役職員全員

点検方法 アンケート調査(自己点検結果を記入)

点検内容

省エネルギー(電気使用量の削減)、省資源(用紙類の使用量削減)、廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理などの分野毎に定められた個々の項目の実施状況について、各々の【自己の意識レベル】と【自己の取組状況】を点数化しました。

なお、2017年度の点検では、見直し後の実行計画に合わせて、ペーパーレスを意識した文書の電子化に関する項目やワークライフバランスの配慮に係る項目等を新たに追加しました。

自己の意識レベル

環境保全に大きな効果がある : 3
環境保全にかなり効果がある : 2
環境保全に多少効果がある : 1

自己の取組状況

すでに取組んでいる : 2
さらに取組が必要 : 1
取組んでいない : 0

実施状況の評価

個々の項目について、役職員全員の実施状況の平均値を算出し、次の記号で評価しました。

【取組状況の評価】=【自己の意識レベル(3,2,1点)】×【自己の取組状況(2,1,0点)】◎:4.1点以上 ○:4.0~3.1点 △:3.0~2.1点 ×:2.0点以下

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、すべての項目の実施状況が「◎」となることを目指していますが、2017年度は、次の表のうち、「▶」が付いている項目で取組が十分ではありませんでした。

点検結果を踏まえて、引き続き役職員の取組を促すとともに、実施状況が良くなかった項目を改善するための取組を検討していく予定です。

I 省エネルギー(電気使用量の削減)

環境配慮実施項目	点検時期						対前年比較
	2015年8月	2016年1月	2016年8月	2017年2月	2017年12月	2018年3月	
執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
▶ 夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	◎	◎	◎	◎	○	◎	↓
▶ 近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○	○	○	○	◎	◎	↑
▶ ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	○	○	○	◎	↑
▶ 夏期における軽装(クールビス)、冬期における重ね着等服装(ウォームビス)を服装(ウォームビス)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

II 省資源(用紙類の使用量削減)

環境配慮実施項目	点検時期						対前年比較
	2015年8月	2016年1月	2016年8月	2017年2月	2017年12月	2018年3月	
機構の内部向け資料等は、LAN上の文書管理システム等を活用し、極力印刷またはコピーによる用紙の使用を少なくする。	○	○	◎	○	◎	◎	↑
▶ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	△	△	△	△	○	○	-
▶ 外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	○	○	○	◎	↑
▶ 研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	○	○	○	○	○	◎	↑
▶ 要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	○	○	○	◎	↑
▶ 外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧できるようにする。	○	○	○	○	○	○	
▶ プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能なかぎり縮小・集約印刷を活用する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
▶ プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能なかぎり、裏紙(片面使用済みのコピー用紙)を使用する。	○	○	◎	○	◎	◎	↑
▶ 印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
▶ ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能なかぎり工夫する。	○	○	○	○	○	○	
▶ 使用済み封筒の再利用に努める。	△	△	△	△	○	△	↑

III 廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理

環境配慮実施項目	点検時期						対前年比較
	2015年8月	2016年1月	2016年8月	2017年2月	2017年12月	2018年3月	
▶ 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。	○	○	○	○	○	◎	↑
▶ 再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	◎	◎	◎	◎	
▶ 店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○	○	○	○	○	○	
▶ 紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
▶ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	△	△	△	△	◎	◎	-

IV ワークライフバランスへの配慮

環境配慮実施項目	点検時期						対前年比較
	2015年8月	2016年1月	2016年8月	2017年2月	2017年12月	2018年3月	
▶ 全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日(一斉定時退出口)とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。	△	△	△	△	◎	◎	-
▶ 全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。	△	△	△	△	○	○	-

独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)「環境報告書 2018」の評価

1. 評価の目的

「環境報告書 2018」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点から評価を行いました。

2. 実施した手続の内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(2014年5月)を参考にして実施しました。

3. 評価対象項目

- ① 事業活動に係る環境配慮の方針等
- ② 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- ③ 事業活動に係る環境配慮の計画
- ④ 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
- ⑤ 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- ⑥ その他(コミュニケーション、規制の遵守状況)

4. 評価結果

評価対象項目について評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。

2018年9月28日

監事 斎藤 仁
監事 生田 美弥子

「環境報告書 2018」編集委員会

「環境報告書 2018」は、次の編集委員及び総務部事務局により作成されました。

- 委員長：中込 昭(総務部長)
- 委員：篠原 裕幸、上手 浩平、阿吹 綾香、
寺田 早紀、石川 倫、佐々木 裕介、
鵜沼 幸恵
- 事務局：中田 孝之、米原 雅恵、穴吹 夏子
崎枝 京子、安達 大地



独立行政法人環境再生保全機構(ERCA) 「環境報告書 2018」 第三者意見



奥 真美

首都大学東京・都市環境学部教授
専門は環境法・行政法。
環境省特定調達品目検討会委員、
エコアクション21中央事務局判定
委員会委員、東京都環境影響評価
審議会委員、横浜市環境影響評価
審査会委員のほか、大田区、江東区、
浦安市、八王子市、調布市、小平市、
小田原市、横須賀市の環境審議会委
員などを務める。

1. 特集: ERCAの「SDGs」について

ERCAは、環境事業団および公害健康被害補償予防協会の事業を承継して2004年に設立されて以降、公害健康被害の補償・予防に加え、石綿健康被害の救済、PCB廃棄物処理に係る助成、最終処分場維持管理積立金の管理、さらには、地球環境基金や環境研究総合推進費による政策課題の解決や政策推進に資する活動等の支援に至るまで、環境政策課題が多様化するにつれ、その業務・事業の範囲を拡大させてきました。

今回の環境報告書では、特集として、現在、ERCAが担っている業務・事業全般をSDGsと関連づけて捉え直してみるという試みがなされています。これにより、持続可能な社会の実現にERCAの業務・事業がいかに関与し得るのか、その位置づけや方向性がこれまで以上に明確になったといえます。さらに、若手職員を対象に実施されたSDGsワークショップのレポートからは、職員が自身の仕事をSDGsとのつながりを意識して整理することで、改めて業務の社会的意義を認識するのみならず、2030年とそれ以降の将来に向けたビジョンを各自がもちつつ日々の業務に臨んでいくことを可能にする、貴重な機会になったことが伺えます。若手職員の声のなかで指摘されているように、今後は、SDGsに該当する目標を各部署で整理・共有しつつ横の連携を深めていくこととともに、若手職員同士の情報共有はもとより、異なる職種・職種の間でのコミュニケーションを充実させていくことが求められます。

SDGsは2030年そしてその後につながる長期的な視座を提供するものです。その意味では、今回は「特集」のかたちで取り上げられましたが、今後の報告書においても、SDGsとERCAの業務・事業との関連性を常に見えるようにしておき、継続的にフォローしていくことが重要です。そのためには、17の目標にぶら下がっている169のターゲットに照らして、ERCAの業務がどのターゲットと関連付けられるのかを整理していく作業が必要となるでしょう。

2. 2017年度の事業活動について

事業活動を通じた環境への貢献に関する記述は、実績に係る具体的なデータや取組事例の紹介が充実しており、ERCAが実直かつ真摯に業務・事業を展開している様子が伝わってくるものとなっています。しかしながら、業務実績の全体像を正確に把握するには、十分な情報が提供されているとは必ずしもいえません。

ERCAの業務・事業そのものが環境貢献活動であり、環境報告書の限られた紙面で網羅的な情報を詳述するのはそもそも困難です。そこで、独立行政法人等情報公開法に基づき、別途、ERCAが公表している業務実績等報告書と上手くリンクさせて、全体として十分かつ正確な情報を提供していく工夫がなされると良いのではないのでしょうか。

業務実績等報告書にはERCAの業務・事業のより詳細な実績に加えて、今後に向けた課題も明らかにされています。他方、環境報告書は、環境配慮促進法に基づきその策定と公表が義務付けられているものです。両者は根拠法が異なるために別の媒体として策定されているわけですが、内容的には重複する部分が多分にあります。両者を上手くリンクさせて、賢く活用していくことができれば、ERCAにとっての労力軽減につながると同時に、充実した情報を網羅的に提供していくことが可能になるのではないかと思います。

3. ダイバーシティ・マネジメントと社会貢献活動について

ダイバーシティ・マネジメントおよび社会貢献活動に関する記述は、SDGsとも大いに関連する内容です。事業活動と併せて、ダイバーシティへの取組と社会貢献活動についても、SDGsとの関連性を意識して169のターゲットに落とし込んだ整理がなされると、より進化した報告内容となるでしょう。

また、障がい者雇用の状況については、2017年6月1日時点での雇用率が示されていますが、2018年になって国や地方公共団体等の複数の公的機関において不適切な雇用率の算定がなされていたことが徐々に判明している事態を受けて、ERCAではどうであったのか、社会的にも関心が高まる場所です。2018年度を対象とした来年の環境報告書では、この点に関する疑問や不信の払拭につながるような記述がなされることを期待します。

4. 環境負荷低減の取組や環境配慮について

いわゆる紙・ごみ・電気の削減に係る目標とそれに照らした削減実績ならびに役職員の環境配慮実施状況が報告されていますが、実績や実施状況をどう評価するのか、そして、今後の改善や展開をいかに図っていくのかが示されておらず、少なくとも環境報告書からはPDCAが機能しているのかどうかの判断が付きません。廃棄物排出量については、東京事務所の本格稼働と川崎本部でのレイアウト変更等といった要因があったとのことですが、そうした変則要因を排除してみた場合はどうかなど、分析の仕方や見せ方に工夫の余地があるようです。

5. 今後に向けて

最後に、ERCAの環境報告書が、環境配慮促進法に基づく記載事項等をカバーすることとあわせて、さらなる独自性の発揮と創意工夫のもとに進化するとともに、たとえば、環境コミュニケーション大賞・環境配慮促進法特定事業者部門への応募等をとおして、社会的・客観的な評価を広く受けるべくチャレンジしていけることを期待します。